

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示 (安心・安全まちづくり推進課)	475
○保安林の指定予定の通知 (山城広域振興局)	〃
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (〃)	476

公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (山城広域振興局)	476
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局、南丹広域振興局)	〃
○市街地再開発組合の定款の変更認可 (都市計画課)	479

告 示

京都府告示第364号

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱(令和5年京都府告示第264号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「から第179条まで(強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等、)を「(不同意わいせつ)、第177条(不同意性交等)又は第179条(」に改める。

附 則

- この告示は、令和5年7月13日から施行する。
- 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和5年法律第66号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第176条から第178条までの罪又はこれらの罪の未遂罪は、この告示による改正後の京都府犯罪被害者等支援補助金交付要綱別表の1の項補助対象者の欄の(2)のウの(ア)のb又はeに掲げる罪とみなして、同項の規定を適用する。

京都府告示第365号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
綴喜郡井手町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
綴喜郡井手町(国有林。次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図

面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、井手町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第366号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
綴喜郡宇治田原町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により宇治市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
宇治小倉P J

- 宇治市小倉町春日森86番地の2ほか
- 2 届出者の名称及び住所
 - ア 株式会社マツモト
亀岡市西堅町61番地の1
 - イ ノアファシリティーズ株式会社
姫路市東山524番地
 - ウ J R西日本不動産開発株式会社
大阪市北区中之島二丁目2番7号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年1月26日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年7月11日から令和5年8月14日まで



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により精華町から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピエラタウンけいはんな
相楽郡精華町光台一丁目4番1ほか
- 2 届出者の名称及び住所
J R西日本不動産開発株式会社
大阪市北区中之島二丁目2番7号
- 3 意見の対象となった届出及び届出日
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出
令和5年1月26日
- 4 意見の概要
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間
令和5年7月11日から令和5年8月14日まで



京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に

係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年7月11日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社京都福田
代表取締役 福田 茂
京都市伏見区深草フチ町14番地27
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（跡地復旧）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
城陽市富野長谷山1番261ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
17.7ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和5年10月7日から令和8年10月6日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和48年から令和8年10月6日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市富野地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ、場内の通路部分への散水及び周辺道路の清掃を行う。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手に、チラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を、沈砂容量を確保した防災池に

集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。

(8) 縦覧場所

- ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- イ 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- ウ 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- エ 株式会社京都福田
京都市伏見区深草フチ町14番地27

(9) 縦覧期間

令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

- ア 提出期間
令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで
- イ 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

〔次の図〕は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。

- 2(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
近畿砂利協同組合
代表理事 桧原 信司
城陽市富野荒見田51番地 京明ビル
- (2) 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- (3) 林地開発行為をしようとする区域
城陽市久世奥山2番ほか（次の図のとおり）
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
14.1ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和5年10月16日から令和8年10月15日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
平成13年10月16日から令和26年10月15日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市寺田地内の一部に存する範囲（次の	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置

	図のとおり)	し、運搬車両の汚れを除去する。
交通量の増加	城陽市寺田地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手に、チラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	城陽市富野地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内排水を、沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を、防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

宇治市宇治若森7の6

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 城陽市まちづくり活性部農政課

城陽市寺田東ノ口16、17

エ 近畿砂利協同組合

城陽市富野荒見田51番地 京明ビル

(9) 縦覧期間

令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで

(10) 意見書の提出期間及び提出先

ア 提出期間

令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで

イ 提出先

〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

(「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)

3(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

毛谷村興業株式会社

代表取締役 毛谷村 喜隆

大阪市西淀川区姫里二丁目9番18号

(2) 林地開発行為の目的

土石の採掘(砂利)

(3) 林地開発行為をしようとする区域

- 城陽市中中山12番3ほか(次の図のとおり)
- (4) 林地開発行為をしようとする区域の面積
10.6ヘクタール
- (5) 期間
ア 林地開発行為を行う期間
令和5年12月11日から令和8年12月10日まで
イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間
昭和43年10月29日から令和26年12月10日まで
- (6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- (7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中及び富野地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、運搬車両の汚れを除去する。 運搬車両については、ダンプ専用道路の使用を指導する。
交通量の増加	〃	交通混雑及び事故発生を避けるため、運搬車両の運転手に、チラシ及びポスターによる啓発を行い、通行の安全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれのあるときは、場内に散水を行い、粉じんの飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を、沈砂容量を確保した防災池に集水し、泥分を沈下させた後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を、防災池に集水し、好天時に場外に排水する。

(8) 縦覧場所

ア 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課

宇治市宇治若森7の6

イ 京都府農林水産部森の保全推進課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

ウ 城陽市まちづくり活性部農政課

城陽市寺田東ノ口16、17

エ 毛谷村興業株式会社

大阪市西淀川区姫里二丁目9番18号

<p>(9) 縦覧期間 令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで イ 提出先 〒611-0021 宇治市宇治若森7の6 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)</p> <p>4(1) 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 京阪砕石株式会社 代表取締役 木村 富彦 大阪市浪速区難波中一丁目14番4号</p> <p>(2) 林地開発行為の目的 土石の採掘(採石)</p> <p>(3) 林地開発行為をしようとする区域 亀岡市東別院町栢原タカラ山33番8ほか(次の図のとおり)</p> <p>(4) 林地開発行為をしようとする区域の面積 46.4ヘクタール</p> <p>(5) 期間 ア 林地開発行為を行う期間 令和5年12月8日から令和8年12月7日まで イ 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計画期間 昭和57年12月6日から令和20年12月31日まで</p> <p>(6) 生活環境に影響が生じるおそれの有無 有</p> <p>(7) 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置</p>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)</td> <td>全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水する。</td> </tr> <tr> <td>河川水量の増加</td> <td>亀岡市東別院町栢原地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)</td> <td>場内に降った雨は、全量カットの防災池に集水し、晴天時に、河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。 定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。</td> </tr> <tr> <td>粉じん又は騒音の発生</td> <td>林地開発行為に係る区域から100m以内の範囲(次の図のとおり)</td> <td>開発区域の外周に残置森林又は造成森林を設け、周辺への影響を少なくする。 プラントから発生する騒音については、プラントを建屋で囲み騒音を緩和し、粉じんの発生箇所には適時散水し、飛散を防止する。</td> </tr> </table>		地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水する。	河川水量の増加	亀岡市東別院町栢原地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に降った雨は、全量カットの防災池に集水し、晴天時に、河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。 定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。	粉じん又は騒音の発生	林地開発行為に係る区域から100m以内の範囲(次の図のとおり)	開発区域の外周に残置森林又は造成森林を設け、周辺への影響を少なくする。 プラントから発生する騒音については、プラントを建屋で囲み騒音を緩和し、粉じんの発生箇所には適時散水し、飛散を防止する。			
	地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	全て沈砂池に集水し、泥を沈下させた後、場外に排水する。											
河川水量の増加	亀岡市東別院町栢原地内の一部に存する範囲(次の図のとおり)	場内に降った雨は、全量カットの防災池に集水し、晴天時に、河川に影響を与えない水量で徐々に排水する。 定期的にしゅんせつを行い、必要な容量を確保する。											
粉じん又は騒音の発生	林地開発行為に係る区域から100m以内の範囲(次の図のとおり)	開発区域の外周に残置森林又は造成森林を設け、周辺への影響を少なくする。 プラントから発生する騒音については、プラントを建屋で囲み騒音を緩和し、粉じんの発生箇所には適時散水し、飛散を防止する。											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>おそれの種類</th> <th>おそれがある範囲</th> <th>おそれを減じるための措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>周辺道路の汚れ</td> <td>採取場出入口から100m以内の区域(府道茨木亀岡線)(次の図のとおり)</td> <td>場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 定期的に周辺道路の清掃を行う。</td> </tr> <tr> <td>交通量の増加</td> <td>〃</td> <td>日曜日は操業しない。 児童及び生徒の登校時である午前7時40分から午前8時30分までの間は、運行中止とする。 出入口にカーブミラーを設置し、車両の安全を確保する。</td> </tr> <tr> <td>濁水の発生</td> <td>亀岡市東別院町栢原</td> <td>場内に降った雨は、</td> </tr> </tbody> </table>	おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置	周辺道路の汚れ	採取場出入口から100m以内の区域(府道茨木亀岡線)(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 定期的に周辺道路の清掃を行う。	交通量の増加	〃	日曜日は操業しない。 児童及び生徒の登校時である午前7時40分から午前8時30分までの間は、運行中止とする。 出入口にカーブミラーを設置し、車両の安全を確保する。	濁水の発生	亀岡市東別院町栢原	場内に降った雨は、	<p>(8) 縦覧場所 ア 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 亀岡市荒塚町1丁目4の1 イ 京都府農林水産部森の保全推進課 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 ウ 京阪砕石株式会社 亀岡市東別院町栢原岩ヶ谷1番地の5</p> <p>(9) 縦覧期間 令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで</p> <p>(10) 意見書の提出期間及び提出先 ア 提出期間 令和5年7月11日(火)から令和5年8月10日(木)まで イ 提出先 〒621-0851 亀岡市荒塚町1丁目4の1 京都府南丹広域振興局農林商工部森づくり振興課 (「次の図」は、省略し、その図面を(8)の縦覧場所において縦覧に供する。)</p> <hr/> <p>都市再開発法(昭和44年法律第38号)第38条第1項の規定により、J R向日町駅周辺地区市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。</p> <p>令和5年7月11日 京都府知事 西 脇 隆 俊</p>
おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置											
周辺道路の汚れ	採取場出入口から100m以内の区域(府道茨木亀岡線)(次の図のとおり)	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置する。 定期的に周辺道路の清掃を行う。											
交通量の増加	〃	日曜日は操業しない。 児童及び生徒の登校時である午前7時40分から午前8時30分までの間は、運行中止とする。 出入口にカーブミラーを設置し、車両の安全を確保する。											
濁水の発生	亀岡市東別院町栢原	場内に降った雨は、											

- 1 組合の名称
J R向日町駅周辺地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和4年2月18日から令和12年3月31日まで
- 3 施行地区
向日市寺戸町久々相1番、1番7及び1番8の各一部、1番9、25番、森本町野田1番3、2番1の一部、40番、41番
- 4 事務所の所在地
向日市寺戸町中野20番地
- 5 設立認可の年月日
令和4年2月18日
- 6 変更の内容
事務所の所在地について向日市寺戸町中野20番地を京都市中京区室町通錦小路上る山伏山町550番1 明倫ビル5階 株式会社大林組京都支店内と変更する。
- 7 変更認可の年月日
令和5年7月11日